

佐賀市創業資金利子助成補助金の交付フロー

- 1 創業希望者は、佐賀市産業支援相談室での創業相談、佐賀市創業支援セミナー等に参加して、事業計画を作成
 - 2 創業希望者は、1の事業計画を基に、金融機関に創業資金に関する融資の申し込み
 - 3 金融機関からの創業希望者へ融資実行、創業の実現
 - 4 **【登録申請】**
融資実行から2ヶ月以内に佐賀市創業資金利子助成登録申請書（様式第1号）を佐賀市に提出（**創業者⇒佐賀市**）
 - 5 **【助成認定】**
4の申請内容が佐賀市創業資金利子助成補助金に該当していると認める場合、佐賀市創業資金利子助成承認通知書により通知する。（佐賀市⇒創業者）
 - 6 **【補助金交付申請】**
4月1日から翌3月31日までの間に支払った利子について、次の年度の6月末日までに佐賀市創業資金利子助成補助金交付申請書（様式第3号）により、佐賀市に申請。（**創業者⇒佐賀市**）
 - 7 **【補助金交付決定】**
6の申請内容が適当であると認めた場合、佐賀市創業資金利子助成補助金交付決定及び確定通知書により通知する。（佐賀市⇒創業者）
 - 8 **【補助金請求】**
7により交付決定の通知を受けた創業者は、佐賀市創業資金利子助成補助金交付請求書（様式第6号）により、補助金の交付請求を行う。（**創業者⇒佐賀市**）
 - 9 **【補助金交付】**
8の請求を受けた場合、佐賀市は創業者に補助金を交付する。
- ※ 欠格事項に該当しない場合、補助金の対象期間（2年間）、6から9を繰り返す。